

販売店契約書

株式会社〇〇〇〇(以下、「甲」という。)及び株式会社●●●●(以下、「乙」という。)は、以下のとおり販売店契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(非独占販売権)

- (1) 甲は、乙を販売店として指名し、甲は乙に対し、本契約期間中、次の各号の地域(以下、「本地域」という。)における、別紙記載の商品(以下、「本商品」という。)の非独占的販売権を付与し、乙はこれを受諾する。
 - ① ……………
 - ② ……………
- (2) 甲は、本契約期間中、第三者を販売店として指名できる他、自らも本商品を販売することができる。
- (3) 乙は、本契約終了後3ヶ月間に限り、その在庫として保有する本商品を販売することができる。ただし、本契約が甲による解除により終了した場合はこの限りではない。

第2条(改良品)

甲は、本商品の改良品を制作した場合、乙に通知するものとし、甲乙間で協議の上、改良品を本商品に含めるか否かを決定するものとする。

第3条(競合品の取扱い)

乙は、本契約期間中、本地域内で本商品と類似又は競合するいかなる商品も製造、販売、販売促進、又はその注文の収集若しくは受託を行ってはならないものとする。

第4条(販売価格)

- (1) 甲は、乙に対して、本商品を1個あたり□□□□円で販売するものとする。
- (2) 甲又は乙は、経済事情の変動、公租公課の増減等によって本商品の販売価格(以下、「販売価格」という。)が著しく不相当となった場合、相手方に販売価格の改定を申し入れることができ、甲乙協議の上、販売価格を改定することができる。

第5条(個別契約の成立)

- (1) 個別契約は、乙が甲所定の注文書により甲に対して発注をして、甲がこれを承諾することにより成立するものとする。
- (2) 甲は、発注内容に疑義又は異議がある場合、注文書受領後□営業日以内に乙にその旨を通知する。当該期間内に、何らの通知も乙に到着しなかった場合、当該期間が経過した時点で、甲が乙の発注を承諾したものとみなす。

第 6 条(納入)

- (1) 甲は、個別契約の定めに従い、本商品を乙に納入するものとする。なお、納入にかかる費用は甲の負担とする。
- (2) 甲は、納期までに本商品の全部又は一部を納入することができない恐れが生じた場合、乙に対して、すみやかにその事由、対策、及び納入予定日等を通知するとともに、乙の指示に従うものとする。

第 7 条(検査)

- (1) 乙は、本商品が納入された後、◆営業日以内(以下、「検査期間」という。)に、乙の定める検査基準及び検査方法により、本商品の品質、数量、その他必要事項について検査を行う。
- (2) 本商品が検査基準を満たす場合、乙は甲に対し検査合格の旨を通知するものとし、かかる通知をもって検査完了とする。なお、前項の期間内に乙が甲に当該通知を行わない場合、本商品は検査に合格したものとみなす。
- (3) 前項の検査合格をもって本商品の引渡しは完了したものとする。
- (4) 乙は、本条第 1 項の検査により、本商品につき、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないこと(以下、「契約不適合」という。)を発見したときは、甲に対し理由を記載した書面をもって不合格を通知しなければならない。
- (5) 前項の検査不合格の場合、甲は、甲の費用負担により、不合格品を引取り、乙の指示に基づき代替品の準備、納入その他必要な措置を講じるものとする。なお、代替品の納入については、前条及び本条を準用するものとする。

第 8 条(代金の支払)

乙は、前条に基づく引渡しが完了した本商品の代金について、個別契約の定めに従い、甲が指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第 9 条(所有権)

本商品の所有権は、引渡し完了と同時に、甲から乙へ移転するものとする。

第 10 条(危険負担)

天災地変等の不可抗力その他甲乙いずれの責めにも帰すことのできない事由による本商品の滅失又は損傷等の損害は、第 7 条 3 項の引渡完了前は甲が負担し、引渡し完了後は乙が負担する。

第 11 条(契約不適合)

- (1) 乙は、第 7 条 3 項の引渡し完了後に、本商品に契約不適合を発見した場合、直ちに甲に通知するものとし、商品の補充、代替品の納入、本商品の修補又は代金の減額を甲に請求できる。

- (2) 前項の請求は、第 7 条 3 項の引渡し完了後 6 ヶ月以内に乙が甲に対し当該契約不適合を通知した場合に限るものとする。

第 12 条(製造物責任)

甲が納入した本商品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体又は財産に損害が生じたことによって、乙に対する損害賠償請求がなされた場合、甲は、乙が第三者に支払った全額を賠償する義務を負うものとする。

第 13 条(リコール)

乙は、本商品に関して品質上の問題が発見された場合、直ちにその旨を甲に通知するものとする。この場合、両当事者は本商品のリコール等の対策の必要性につき、協議の上決定するものとする。

第 14 条(クレーム対応)

- (1) 甲及び乙は、第三者から本商品に関するクレーム、請求等(以下、「クレーム等」という。)を受けた場合、その旨及びクレーム等の内容を遅滞なく相手方に通知するものとする。
- (2) 前項の場合、甲及び乙は、協議の上、相互に協力してこれを調査解決するものとする。ただし、クレーム等が、甲又は乙の一方当事者のみの責めに帰すべき事由に基づくものである場合はこの限りではない。

第 15 条(商標の使用許諾)

- (1) 甲は、乙に対し、本契約期間中、甲の保有する下記商標(以下、「本商標」という。)の商標権(以下、「本商標権」という。)について、下記のとおり非独占的通常使用権を許諾する。

記

- ・商標登録番号 :
- ・商標 :
- ・指定区分 :
- ・指定商品/指定役務 :

- ・使用が許諾される地域 : 本地域
- ・商品/役務 : 本商品
- ・使用態様 : 本商品の販売及び販売促進を目的として、本商品及び販売促進物に付して使用するものとする

- (2) 乙は、本契約が終了した場合、本商標の使用をただちに切りやめるものとする。ただし、第 1 条 3 項に基づく本商品の販売のために、本契約終了後も本商標を使用する場合はこの限りでない。

第 16 条(本商標に関する表明保証)

- (1) 甲は、乙に対し、本契約締結日において、次の各号について表明し、保証する。
 - ① 本契約の締結及び履行のために、甲が、本件商標について必要な権限を適法かつ有効に有しており、乙による本契約に基づく本件商標の使用に関し、何らの支障もないこと
 - ② 本件商標が第三者の知的財産権を侵害しないこと
- (2) 甲が前項の表明保証違反し、乙に損害が生じた場合、甲は乙にその一切の損害について賠償する責めを負うものとする。
- (3) 乙は、甲が本条 1 項の表明保証に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本解除は乙の甲に対する損害賠償請求権を妨げるものではない。

第 17 条(本商標の保護)

- (1) 乙は、本件商標について第三者からの問い合わせ、苦情、警告等(以下、「警告等」という。)を受け取った場合、直ちに甲に通知するものとする。
- (2) 前項の警告等が乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲は甲の責任と費用負担により警告等を解決するものとする。
- (3) 本条 1 項の通知を受けた甲が警告等への対応を行わない場合、乙は自ら警告等への対応をとることができる。なお、当該対応の費用は甲の負担とする。

第 18 条(本商標の侵害の排除)

- (1) 甲は、その裁量において、本件商標権に対する侵害の防止及び排除のために必要な措置を実施するものとする。
- (2) 乙は、第三者が本件商標権を侵害し、又は侵害するおそれがあることを知ったときは、直ちにその旨を甲に通知し、当該侵害の防止及び排除について甲に協力するものとする。

第 19 条(販売促進)

- (1) 乙は、本商品の販売に最大限の努力を払わなければならない。
- (2) 乙は、本商品の販売促進のための販売促進物を自ら作成するものとする。
- (3) 乙は、販売促進物の作成にあたり、景品表示法等の関連する法令を遵守するものとする。

第 20 条(報告)

乙は、次の各号に掲げる事項につき、毎月末日締で翌月★★日までに甲に報告するものとする。

- ① 当月末日時点での本商品の在庫数
- ② 当月の本商品の販売数量
- ③ 翌月の本商品の販売数量見込
- ④ 本商品についての評判及び苦情の内容
- ⑤ その他甲の求める事項

第 21 条(秘密保持)

甲及び乙は、本契約及び個別契約(以下、「本契約等」という。)の内容及び本契約等の遂行にあたり相手方から開示された一切の情報(以下、「秘密情報」という。)を秘密として保持するものとし、相手方からの書面による事前の同意なく第三者に開示し、漏洩し、又は本契約を履行する目的以外に使用してはならない。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

- ① 開示を受けた時点で、既に公知となっている情報
- ② 開示を受ける前から自らが保有していた情報
- ③ 開示を受けた後に、自らの責めに帰すべき事由によらず公知になった情報
- ④ 秘密情報に関係なく独自に開発、または発明した情報
- ⑤ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示を受けた情報

第 22 条(損害賠償)

甲及び乙は、本契約等に関して故意又は過失により相手方に損害を与えた場合、相手方に対してその損害を賠償しなければならない。

第 23 条(解除)

- (1) 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要することなく、直ちに契約を解除することができる。
 - ① 本契約の各条項に違反し、相当期間を定めた催告をしたにも拘わらず、当該期間内に違反状態が是正されないとき
 - ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
 - ③ その所有する財産につき、第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売申立て、又は公租公課滞納処分を受けたとき
 - ④ 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - ⑤ 解散(合併による場合を除く。)、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ⑥ 自ら振り出し、又は引き受けた手形、小切手が不渡処分になる等、支払不能な状態になったとき
 - ⑦ その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
- (2) 前項により解除された場合、解除された当事者は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。
- (3) 本条第 1 項に基づき解除された場合、解除された当事者は相手方に対し、損害を賠償しなければならない。

第 24 条(反社会的勢力排除)

- (1) 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において、自ら(法人の場合は、代表者、役員、又は、実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (2) 甲又は乙の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本契約を解除できる。
- (3) 前項の規定により、本契約を解除した場合には、解除した当事者は、これによる相手方の損害を賠償する責めを負わない。
- (4) 本条第2項の規定により、本契約を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第25条(権利の譲渡等の禁止)

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

第26条(有効期間)

本契約の有効期間は、■■■■年■■月■■日から□□□□年□□月□□日までとする。ただし、本契約の期間満了☆☆ヶ月前までに甲乙いずれの当事者からも更新を拒絶する意思表示がなされない場合、本契約は同一条件で更に1年更新されるものとし、以後同様とする。

第27条(協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については信義誠実の原則に従い協議し、解決を図るものとする。

第28条(合意管轄)

本契約に関する紛争は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

◇◇◇◇年◇◇月◇◇日

甲：

乙：